議員提出議案第3号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第 13条の規定により提出いたします。

令和3年11月29日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者 川崎市議会議員 青木功雄

岩 隈 千 尋

宗 田 裕 之

" かわの 忠 正

m 飯 塚 正 良

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例 (平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。